

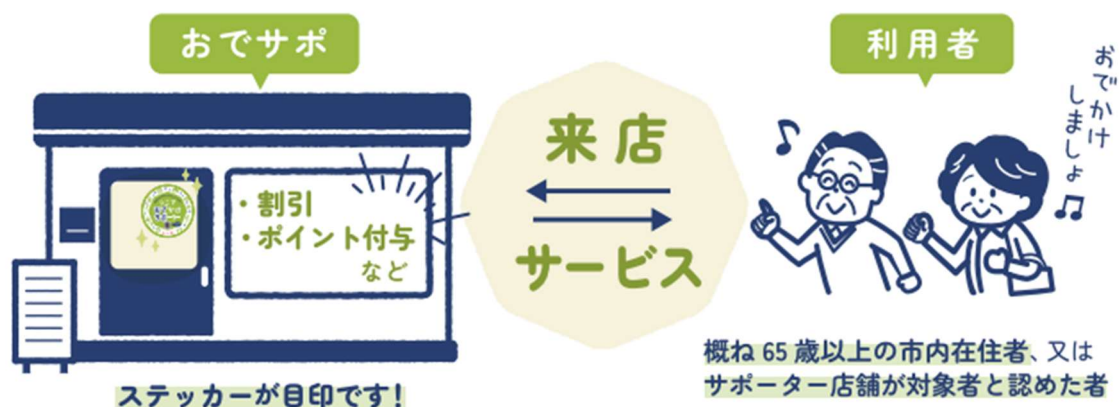
宇部市シニアおでかけサポーター募集要項

1 趣旨

高齢者の生きがいがづくりや健康の維持及び増進を図ることを目的として、宇部市シニアおでかけ応援事業実施要綱に基づき、高齢者に優遇サービスを提供する「宇部市シニアおでかけサポーター」〔通称：おでサポ〕（以下「サポーター」という。）を募集します。

2 事業概要

高齢者に対する独自の優遇サービスを提供する事業者と市が共創して、高齢者の元気づくりや生きがいがづくりを推進し、お出かけを応援する事業です。



3 サポーターの要件

以下の全てを満たす事業者を対象とします。

- (1) 宇部市内に店舗の所在地があること。
- (2) 料金割引、無料提供、ポイント加算、サービス券の提供、利率優遇など、対象者に対して独自に設定した継続した優遇サービスを提供すること。

＜対象者＞市内在住の概ね 65 歳以上の者、
又はサポーターが認めた場合は 60 歳以上の者。

- (3) サービスの提供に伴う経費は、サポーターが負担すること。
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者ではないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122

号) 第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に該当する営業を行う事業者ではないこと。

4 サポーターの役割

- (1) 対象者の確認をし、事業者が独自に設定した優遇サービスを提供してください。
- (2) ステッカーを店舗に掲示し、チラシ等を用いて事業の周知を行ってください。
- (3) 本事業の運営に関するヒアリングやアンケート等に協力していただきます。
- (4) 認定内容に変更があったとき又は認定を辞退しようとするときは、宇部市シニアおでかけサポーター変更・廃止届(様式 3 号)を高齡福祉課に提出してください。

5 サポーターになると

市ウェブサイトや刊行物への掲載等により、サポーターの取組みが市民に広く周知されます。

6 応募開始時期

令和 6 年 5 月 23 日(木)から

※令和 6 年 7 月 19 日(金)までに申込みを受け付けた事業者は広報うべ 9 月号に掲載予定です。

7 応募方法

(1)(2) いずれかの方法で申し込んでください。要件を確認後ステッカーを付与します。

(1) 市ウェブサイト(ロゴフォーム)による申込み。

(2) 宇部市シニアおでかけサポーター申込書(様式 1 号)を郵送または FAX により、高齡福祉課に提出。

※市ウェブサイトから申込書をダウンロード。郵送を希望する場合は、担当課まで連絡してください。

8 事業開始時期

令和 6 年 9 月予定

9 その他

- (1) 認定に当たって、条件を付することがあります。
- (2) サポーターが認定基準を満たさないことが明らかになったとき又はサポーターとして適当でないと認めるときは、認定の取消しを行うことがあります。
- (3) この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定めます。

【提出先・お問い合わせ先】

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市役所 高齢福祉課 高齢福祉係
電話：0836-34-8302 FAX：0836-22-6026
E-mail：t-kourei@city.ube.yamaguchi.jp